

【台風19号による被災者医療費免除状況（2019年10月24日現在）】

※赤字・下線部は、10月23日公表分から実施対象が拡大された自治体です。

※実施範囲は今後変更される可能性があります。

	免除・猶予対象範囲 (健保組合は手上げ組合のみ)			実施区市町村名
	国保	介護	後期高齢 協会けんぽ 健保組合	
岩手県	○	○	○	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、山田町、 <u>田野畑村</u>
	○	×	○	久慈市、洋野町、普代村、野田村
	×	×	○	一関市、住田町、大槌町、岩泉町、
宮城県	○	○	○	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、 <u>七ヶ宿町</u> 、大河原町、村田町、柴田町、 <u>川崎町</u> 、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、 <u>女川町</u> 、南三陸町
	×	×	○	東松島市、七ヶ浜町、大和町
福島県	○	○	○	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、桧枝岐村、只見町、猪苗代町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
	×	×	○	下郷町、南会津町、磐梯町、坂下町、柳津町、三島町、金山町、広野町
茨城県	○	○	○	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常陸太田市、北茨城市、那珂市、常陸大宮市、神栖市、守谷市、つくば市、ひたちなか市、笠間市、城里町、大子町
	○	×	○	桜川市
	×	○	○	筑西市、茨城町
栃木県	○	○	○	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須烏山市、矢板市、那須塩原市、さくら市、小山市、下野市、塩谷町、那須町、上三川町、茂木町、壬生町
	○	×	○	市貝町
	×	×	○	那珂川町
群馬県	○	○	○	高崎市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、 <u>神流町</u> 、南牧村、嬭恋村、 <u>高山村</u> 、千代田町、みなかみ町、邑楽町
	○	×	○	前橋市、みどり市、甘楽町、下仁田町
	×	×	○	桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、榛東村、吉岡町、上野村、中之条町、長野原町、草津町、東吾妻町、玉村町、大泉町
埼玉県	○	○	○	さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、上尾市、入間市、朝霞市、 <u>志木市</u> 、和光市、新座市、 <u>桶川市</u> 、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、 <u>ふじみ野市</u> 、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町
	○	×	○	川越市、富士見市
	×	×	○	熊谷市、行田市、春日部市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、八潮市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、鳩山町、長瀨町、東秩父村、上里町

	免除・猶予対象範囲 (健保組合は手上げ組合のみ)			実施区市町村名
	国保	介護	後期高齢 協会けんぽ 健保組合	
千葉県	○	○	○	睦沢町
	○	×	○	酒々井町
	×	×	○	千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町
東京都	○	○	○	墨田区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、日野市、福生市、狛江市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	○	×	○	大田区、稲城市
	×	×	○	豊島区、小金井市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、大島町
神奈川県	○	○	○	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村
新潟県	○	○	○	上越市
	×	×	○	糸魚川市、妙高市
山梨県	○	○	○	大月市
	×	×	○	富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
	○	○	○	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、辰野町、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、飯綱町
長野県	○	×	○	川上村、南牧村、栄村
	×	○	○	原村
	×	×	○	原村、宮田村、木曾町、筑北村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村
静岡県	○	○	○	伊豆の国市、函南町

※上記に住所を有し、下記①～⑤に該当する場合は、窓口でその旨を申し出るだけで、医療費又は介護利用料が免除となります。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水等、②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病、③主たる生計維持者が行方不明、④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止、⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※上記で×の区市町村及び上記に記載された以外の区市町村でも、下記(1)～(4)に該当する方は、申請を受けた保険者の判断で医療費又は介護利用料が減免される場合があります。ただし、申請には罹災証明等が必要で、免除対象者には保険者から免除証明書が交付されます。

- (1)震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。  
(2)干ばつ、冷害、凍霜雪害等により農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。  
(3)事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。  
(4)前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。